

# 白神山地体験プログラム等データベースサイト構築業務に係る仕様書

## 1 目的

令和5年度に世界遺産登録30周年を迎える白神山地は遺産登録時と比べ、入山者や観光客が減少している。令和5年度事業で白神山地エリアにおいて行うことができる体験プログラムやアクティビティ、また、そのフィールドの調査結果を得た。

これらの情報をデータベース化することで、商品を提供する旅行業者やガイドらが利用や商品の造成に繋げつつ、白神山地の情報発信の強化を図ることを目的とする。

## 2 契約期間及びスケジュール

### (1) 業務委託契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

### (2) 公開時期

令和6年10月1日（火）

### (3) 公開までのスケジュール

スケジュール案を提出すること。

## 3 委託業務の内容

### (1) データベースサイトの構築

アクセス者が分かりやすく快適に情報を入手できるようグローバルナビゲーションを表示しつつ、整理されたレイアウトとしてください。各体験プログラム、アクティビティを表示するフォーマットは統一性を持たせるとともに、探しやすく、たどり着きやすい構造とすること。

また、全体設計、ページデザインやレイアウトの作成等を実施すること。

#### ① スケジュール管理

業務全体のスケジュールを提案すること。

#### ② 掲載内容

次の情報を、別添令和5年度「白神山地エリアにおける体験プログラム等調査業務委託」成果品をもとに掲載すること。

(ア) 体験プログラム、アクティビティ

(イ) フィールド

(ウ) 季節

(エ) 対象

(オ) レベル

(カ) 所要時間

(キ) 予約・問い合わせ先

(ク) 参加費

(ケ) 留意点

(コ) 備考

(サ) 写真

(シ) モデルコース

上記のうち、最低限(ア)～(キ)別に抽出項目を設けること。

④ 写真素材

令和5年度「白神山地エリアにおける体験プログラム等調査業務委託」成果品及び本県から提供する。受託者側で用意するものも可とするが、第三者から借用する場合は、著作権上の問題が生じないようにすること。

(2) 地図との連携

体験プログラム等の紹介ページにおいて地図を表示させること。GoogleMapを推奨するが、これに替わる優れたオープンソースがあればこの限りではない。

(3) データの更新等

CSVファイルのアップロード等により、データの追加・更新・削除を可能とすること。

(4) 構築に関する基本要件

① 開発要件

県のCommon3サーバー上にシステムを構築すること。

OS : RedHat Enterprise Linux 8.8

DB : PostgreSQL 15.3

MySQL 8.0.34

② システム基本要件

・以下のブラウザに対応すること。

Firefox 最新版

Safari 最新版

Google Chrome 最新版

Microsoft Edge 最新版

Android Chrome 最新版及び Mobile Safari 最新版

(5) データベース設計

データベース設計案の作成にあたっては、次の事項に配慮して作成すること。

・3(1)②の掲載内容を格納するのに適切な設計とすること。

(6) 操作マニュアルの作成

一連の操作方法を解説する操作マニュアルを作成のこと。また、作成にあたっては、イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。

(7) 動作確認

公開までに、機能テスト（正常動作・例外動作）、負荷テスト及び動作テスト等、十分な稼働テストを実施し、テスト結果報告書を作成し、県に提出すること。また、テスト時にバグや不具合が発見された場合は、公開までに改修すること。

(8) サービス提供に関する要件

① 保守要件

運用開始から契約期間内までの企画を含めた運用・保守作業は、本業務内で行うこと。

② 保守業務内容

システムの安定的運用を図るため、必要に応じた保守を行うこと。

③ 運用支援

導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問い合わせに対応すること。

(9) 納品

以下の成果物を電子データ（Word 形式と PDF 形式）及び印刷物（各 2 部）で納品すること。

① 事業実績報告書

② 設計書

③ マニュアル

④ 独自提案が含まれる場合は、その資料等

⑤ その他県が契約期間中に指示したもの

4 契約に関する条件等

(1) 打合せ

受託者は、県が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えること。

(2) 再委託等

① 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わないこと。

② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出して県の承認を得ること。

(3) 業務の履行に関する措置

ホームページの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(4) 権利の帰属等

- ① 本契約に係る制作物の著作権は全て県に帰属すること。県は印刷物の制作等二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする。
- ② 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任で行うこと。

(5) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしないこと。また、契約終了後も同様に対応すること。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行するうえで、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、決定する。